

第二十六回国会 衆議院 社会労働委員会議録第二十八号

昭和三十三年三月二十二日(金曜日)

午後一時五十二分開議

出席委員

委員長 藤本 捨助君
理事大坪 保雄君 理事大橋 武夫君
理事龜山 孝一君 理事中川 俊思君
理事野澤 清人君 理事八木 一男君
理事吉川 兼光君

植村 武一君 越智 茂君
大石 武一君 小林 郁君
田子 一民君 田中 正巳君
山下 春江君 瓦 四郎君
赤松 勇君 井畑 繁雄君
岡本 隆一君 五島 虎雄君
多賀谷眞稔君 滝井 義高君
堂森 芳夫君

出席國務大臣

労働大臣 松浦周太郎君

出席政府委員

厚生政務次官 中垣 國男君

厚生事務官 (大臣官房) 牛丸 義留君
厚生技官(公) 山口 正義君
厚生事務官 (児童局長) 高田 浩運君
労働政務次官(労働基準局長) 伊能 芳雄君

労働事務官(労働基準局長) 百田 正弘君
労働事務官(職業安定局長) 江下 孝君
委員外の出席者 専門員 川井 章知君

三月二十二日

委員岡良一君辞任につき、その補欠

として多賀谷眞稔君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十日

広島市の失業対策事業努力費補助基金本日額改訂に関する請願(佐竹新市君紹介)(第二三二〇号)
養老年金制度制定に関する請願(濱野清吾君紹介)(第二三二一〇号)
健康保険法等の一部を改正する法律案に関する請願(眞銅儀十君外十七名紹介)(第二三一三二号)
戦争犠牲者の処遇改善等に関する請願(加藤精三君紹介)(第二三二三三号)
同(黒金泰美君紹介)(第二三二四四号)
大工、左官及びこれに準ずる労働者の社会保障に関する請願(塚田十一郎君紹介)(第二三二一五号)
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定の請願(田口長治郎君紹介)(第二三一六六号)
同(中嶋太郎君紹介)(第二三二一七号)
同(岡崎英城君紹介)(第二三二七六号)
同(高橋等君紹介)(第二四〇二二号)
衛生検査技師の身分法制定に関する請願外一件(伊東隆治君紹介)(第二三二八八号)
同(菅野和太郎君紹介)(第二三二一九号)
同(中村三之丞君紹介)(第二三三二〇号)

同(小川牛次君紹介)(第二三三三〇号)
同(荻野豊平君紹介)(第二三三五五号)
同(堂森芳夫君紹介)(第二四〇三三号)
同(吉川兼光君紹介)(第二四〇四四号)

健康保険法等の一部を改正する法律案反対に関する請願(菅太郎君紹介)(第二三二二一号)

同(江崎眞澄君紹介)(第二三三二二号)
同(原健三郎君紹介)(第二三三三三三号)
同(一萬田尙登君紹介)(第二三三三三七号)
同(稻葉修君紹介)(第二三三七三三三号)
同(成田知巳君紹介)(第二四〇五五号)
原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案に傷病手当金追加に関する請願外一件(佐竹新市君紹介)(第二三三三四号)
同(田中武夫君紹介)(第二三三三五号)
同(山下榮二君紹介)(第二三三二六号)
同(五島虎雄君紹介)(第二四〇六六号)
健康保険法の一部改正反対等に関する請願(猪俣浩三君紹介)(第二三三三七号)
奄美大島地区戦没者遺族に死亡時給与金支給に関する請願(伊東隆治君紹介)(第二三三二八号)
戦傷病再発医療費全額国庫負担に関する請願(花村四郎君紹介)(第二三三二九号)
健康保険法の一部改正反対に関する請願(吉川兼光君紹介)(第二三三三〇号)

同(横峯聖吉君紹介)(第二三三七七号)
日雇労働者の賃金値上げ等に関する請願(永山忠則君紹介)(第二三三七八号)

公衆衛生修学資金貸与法案(内閣提出第三九号)
結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)
母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

失業保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)
最低賃金法案(和田博雄君外十六名提出、衆法第三号)
家内労働法案(和田博雄君外十六名提出、衆法第四号)

○藤本委員長 これより会議を開きます。
失業保険法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。これについての質疑を続行いたします。滝井義高君。

○滝井委員 先般失業保険法の一部を改正する法律案の質問をいたしましたときに、失対の賃金というものが一般職種別賃金を基礎にして大体それより一割ないし二割下回るものできめられる、こういうことになっておるわけです。そういうことになっておるわけですから、そういうものは一割ないし二割下回るものは、当然予算作成の場合に幾分三十一年度より上ということを見越して前もって予算準備というものをきめられておると思うのですが、そういうように解して差しつかえないか。

ことでも御答弁の保留がございました。従ってきょうは百田さんがおいでになっておりますので、百田さんの方から一般職種別賃金というものは、約七〇程度失対の方の賃金が上った結果、どういうことになるのか、それを御説明願いたいと思います。

○百田政府委員 一般職種別賃金につきましては、現行の告示が昨年の九月の調査と比較いたしましたら、職種あるいは地域によって相当の差はございませうけれども、全般的に見て低位にあるというふうに考えますので、これを増額改訂するように現在作業を続けておりました。目標としては四月一日から実施いたしたい、かように考えております。作業の都合で四月一日まで間に合わない場合でも、四月一日から実施に支障ないようにはいたしたい、かように考えております。

○百田政府委員 三十二年の予算準備等につきましては、これは大蔵省がきめることとございますが、すでに昨年の調査によって現行PWは改訂しなければならぬ、引き上げなければならぬ

ということは大蔵省の方で承知いたしておられます。従って公共事業の予算の単価等につきましては、これはやはり大蔵省当局の説明によりまして、昨年の九月ごろの物品の単価あるいは地方別の賃金、それをもとにいたしました予算を査定してあるというふうに行っておりまして、従いまして、予算の執行上にはPWが上りましても支障がない、こういうふうな承知しております。

○滝井委員 少し具体的に聞いてみたいと思ひます。身近かなところの方が具体的にわかりますので、身近かなところで例をとってちょっとお聞きしたいのです。それは私の住んでおる福岡県の田川郡あるいは市ですが、こういうところにおける一般失業対策賃金の基礎づけになっているPWといふものに対する失対の賃金といふのは大体九〇%になっているわけなんです。そうすると、土工の平均賃金が三百三十五円になっている。それに雑役の平均賃金が二百三十五円になっている。この三百三十五円と二百三十五円を足して二で割ると二百八十五円になる。その九〇%、すなわち二百五十六円五十銭というのが現在の失業対策賃金になっている。それから今度は甲地区ということになると福岡あたりになる。これを見ますと、土工の平均賃金が三百八十五円、それから雑役の平均賃金が二百六十円、この三百八十五円と二百六十円を足して二で割りますと、二百二十二円五十銭になる。この九割は二百九十円、これが現在の一応失対の賃金になる。こういうことを考えると、私ちょっと疑問に思ふのは、われわれの地区や福岡は一応九〇%になつておるわけですが、法律を見ると、通

常支払われる職種別賃金の八割ないし九割以下になる、こうなつておる。その八割ないし九割といふものはそこに一割の開きがあるのですが、八割を切つたり九割を切つたりするのは、一体どういふことを基準にしておるのか。これによつては地域によつて、ずいぶん差ができてくることになる。われわれのところは一応九割をとつてもおつておるけれども、八割のところは、お前のところは八割をとるんだという理論的な納得をさせないと、局長さんの方も大へんだと思ふが、われわれの方も大へんなんで。実は君のところは八割になつておるのさ、そういう理由で八割になつておるのさ、ここに何か納得のいく説明をしてやらぬと、たまにたま九割のところはいいが、八割のところは大へんなわけですが、そういう点で納得のいく御説明をいただければ、この点大臣もよく聞いておいてもらわなければならぬところなんです。御説明をお願いしたい。

○江下政府委員 基本的には九割といふことに実は考えておりますけれども、御承知の通り、安定所の窓口に出で参ります一般民間の求人賃金がございまして、これは私どもとしましては、その地方々々の失対賃金をきめる場合に有力な参考にするわけでございまして、従つてPWの八割から九割と定所の窓口で大体普通行われておる賃金といふものを実際を調べて、その上で失対賃金をきめるわけでございまして、従つて八割から九割の間に若干の差ができてくるというのが実情でございまして。

○滝井委員 失対のいろいろの実情を調べてやるということでございます。調べるときに八割ないし九割ということになります。一割の開きがあるわけですが、一割の開きがあるわけですが、その問題はどう一つ前の段階のPWをきめるときに、ここにも各地の状態によつて弾力があると思う。そのPWをきめるときのきめ方を簡単に御説明願ひたい。

○百田政府委員 PWにつきまして、各県の調査の結果に基く数字を基準にいたしまして、各県別にきめてあります。甲地、乙地、極端なところは申す、三本ないし二本立てでございます。従つて、それ以上の弾力性はございませぬ。標準賃金としてはそういうことであらう。

○滝井委員 いや、具体的にそのPWをきめる場合に、各地の賃金を一応把握して、そしてそれによつてきめていられるでしょうが、賃金といふものは、もちろん、その地域の物価とか生活状態等を反映してきておるものかと思ふのです。ところが、今失対の諸君の意見をいろいろ聞いてみると、そもそもPWをきめる計算方式がインチキだ、だからわれわれの方も非常に間違ったことになるのだ、こう言つておるので、わすれかた、やばりもつと納得のいくように説明してやる必要があるのじゃないかと思ふのです。そうしないと、さいせん言つたように、一割の弾力で、PWを基礎にしたものがきめられていく。そうすると、八割をとるか、九割をとるかとい

うことについて、原則が九割だからみんな九割にしてもらいたたいという意向が強くなつてくる。ところが、その前のPW自体が物価やその地域の賃金差を基礎にしてきめられる。こうなる、結局、低くきめられたところは、今度はそれが失対の賃金に現われるとまた低くきめられるという、二重のハズレが起る。PWを決定する上において、どういふところがインテキだと言われるか、その理由は、実は私自身があまり詳しくないので、ちょっとわかりかねますが、そう言つておる。ここに書いてきておる文章なんかを見て、PWがインテキ計算方式をしていられるために、二割安いところか、実際はそれ以下になつておる、こう書いておるわけなんです。理由は書いていないのがね。だから、こういうことを言うからには、何かそこに、そうではないという納得をする説明を、やはりしてやる必要がある、こういうことなんです。

○百田政府委員 PWの地区別ものは、調査の結果に基いて出すわけでございまして。同じ方式で出します関係上、それがインテキといふことはあり得ません。逆に、かえつてその数字をいじくりまわす、それ自体がインテキといふことになるかも知れません。問題は、おそらく、甲地、乙地があるところ、わずかの地域差で片方は甲地になり、片方が乙地になるといふようなことで、実情にそぐわないといふような点があるのじゃないかと思ひます。そういう点につきましては、各地方基準局等におきまして、地方の実態を把握しまして、それをわれわれの方

に申請する、それによつて地区の改訂をする、そういうことで是正をいたしておられます。

○滝井委員 これをやめます。いずれどこかとしては個人的に聞かしていただくこととして、大臣急用ださうですから、井堀さんの方に譲ります。

○藤本委員 恐縮ですが、大臣は二時から内閣委員会に出席を要請されておるので、それをお含みの上お願ひいたします。井堀委員。

○井堀委員 お急ぎのようでありまして、前会局長に一、二お尋ねをいたしまして、なお責任ある立場でお答えを願ひたいと思つておりましたので、その点にしばつてお尋ねをいたした。それは今度の失業保険の改正で、具体的な点をあげてお尋ねをいたした方がわかりやすいと思ひますが、保険料率を従来五円、六円のものに六円、十円に上げられて、従来九円、百四十円のものに百四十円、二百円に引き上げられたといふところに、今度の改正の非常に大きな意義があると思ふ。この点に対してわれわれ敬意を表したいと思ふのであります。そこで事務的なお答えである程度了解をいたした。ただこういう失業保険の中でも日雇い労働者の場合においては、従来失業保険に多少こういう点に深い考慮を払うべき最もよき機会ではないかと思ひます。これは政策面でも重大な関係を持つので、あなたの御所見を伺つておきたいと思ひます。従来六円で百四十円の保険金というふうな換算していきま

すと、二十三・三倍、あと三、三と

と

ずつと続くわけでありませう。それを十
円で二百円ということになると、二十
倍という比率になるわけでありませう。
前回は五円に対して九十円でありませ
うから十八倍という比率で、ここに非常
なアンバランスがあったわけだ。そ
ういう点からいって、非常に改善をさ
れたということにはなると思ふのであ
ります。しかし、いそごう改善をされ
る場合には、もっと本質的なものに考
えを深く用いられることが望ましいと
思つておるわけでありませう。そうい
うことから申しますと、技術的にも問題
はあるであらうけれども、実際
支払われておられます日雇労働者の支
払い実額というものは、かなりこまか
く刻んで支払つておるようでありませ
う。ここには問題があつて、たびたび
私どもは事務局にお尋ねをし、よい
機会を見て改善をすべきであると主張
しておるわけでありませう。失業保険の
場合においては二本立にすることが望
ましいという考えを私は持つておる。
できるならば一本の方がいいと思ふく
らいであります。そういうことは結局
失対事業の本質に沿う賃金の支払い方
であり、あるいは生活の保障を保障で
行つた場合にはそういう行方
の方が正しいと思ふのでありませ
うから、そういう考え方からすれば、
比率はやはり同率のものにすべきだ。
二十三・三倍になるならば一級の方も
二十三・三倍にしていくべきではない
か。保険財政の上で計算をするといろ
いろな数字が出てくるというお話は、
この前局長の御答弁でありませうが、
私がいちいち当ててみますと、これは
一つの失対事業の対象になるそれぞ
れの条件の把握の仕方によって変つて

と思ふのです。一般の政策の上か
ら、あるいはまた政府の見通しの上か
らいいますと、かなり明るい見通しを
立てておいでのようにあります。ここ
だけで暗い見通しを立てることはあり
得ないと思ひますので、こういう点か
らすると同率に変わるということも当
然なことであり、今そうすべきでな
らうか。でありますから、一本でい
けませんから段階的に行つたこと
でありますので、六円で百四十円にす
るならば、十円で少くとも二百三十
円ないし二百三十五円くらいに引き上
げていくことによつて、あなたが提案理
由で述べられましたように、日雇労働
者の生活の保障を、一方では就労日数
を増加するといふやり方と、他方にお
いては失業の改善によつてその欠陥を
埋めていくといふことに一致してく
ると思ふのです。これは政策に關連した
ことであります。大臣のお答を
いただいたとして、今日まで保留し
ておいたわけだ。

○松浦國務大臣 御質問の点は、この
保険改正に対する重要な点であります
が、料金の決定に對しましては、技
術的な事務的な問題が多いのであり
ますから、一応局長から御答弁させ
ます。
○江下政府委員 十円の計算でござい
ますが、先回申し上げましたように、
被保険者のうちの、十円を払わなけれ
ばならぬ割合、それから安定所に出頭
いたします比率、現実に保険金をもら
います割合、こういったものを計算を
しまして、保険料十円ということをし
めたわけでありませう。そこで今先生の
お話のように、六円と百四十円、十円
と二百円の割合が合わない。その通り

でございます。そこでこの点は、実は
六円につきましては、従来から百六十
円以上の人は六円という保険料がき
まつておるわけでございます。もし保
険料、すなわち二百円に對する十円と
いふものを基礎にして計算いたします
と、むしろこの六円が七円くらいにな
るのじゃないかと考へておられますが
一つ、もう一つは、これも前會御説明
いたしましたように、十円、正確に計
算しますと九円五十銭でございます
が、しかし切り下げて赤字を出すとい
うことを当初から予定するわけには参
りませぬし、金額も零細でございます
ので十円ということにいたしましたので
ございます。すなわち六円のところは従
来通りといふことで保険料については
手を加えなかつたといふことが実は偽
らざるところでございます。
○井堀委員 保険経済が赤字になる
か、去年のようにまたさらに赤字とし
て伸びていくかといふことは、全体の政
策と雇用に對する見通しの問題で変つ
てくる。政府の今までなされたいろ
んな政策に對する説明を一貫して流れて
おるものは、雇用は増大させるといふ
点で、ある程度安定期に入つたといふ
考え方に立つておるようであります。
そうするとこういう時期にこそこの
不合理な点を改善する最もいい機会
だと思ふ。日雇健康保険の持つ一つ
の困難性といふものをこの時期に
改善していくことが望ましい。それは
どういふことかといふと、これは
日雇労働者を一般の失業保険と同じ
ように扱ふことが悪いかといふ問題に
戻つてくる。私は多少無理があるとい
う考え方をとつております。なぜか
といふことは、さつき滝井さんがPWの

点で質疑を行つたことによつて明ら
かです。これは正当な労働力に對する
対価として賃金をきめておるのではな
い。社会政策的なものを加味してのも
のであることは明らかである。であ
りませうから、日雇労働者の場合は、就
労日数をできるだけ増加して予算単
価を引き上げて生活の最小限度をま
かしていきけるようにすることが望
ましい。しかし就労日数でございませ
う。しかし失業保険でカバーし
ていこうといふところに失業保険の意
義があるわけだ。ですからこの
本質的なものからいへば失業保険
といふようなものは一本がいい。しか
し実際の支払い方法があつたといふ
ことをいふことは私はいいと思ひま
せん。法律の精神からいへば、労働の
正当な価値判断の上立つて賃金を支
払わなければならぬといふ法律を
作つておいて、実際支払うときには差
別をつけるといふような矛盾は最も近
い機会に解決しなければいけない。し
かしどちらにも意味があるわけであり
ます。失対事業法の精神を一貫して
おるものは、むしろ失業保険よりこ
ういふ形で生活を保護した方がいいの
です。仕事を与えて生活の費をかせが
せんとする形は健全な考え方だと思
ふ。失業保険とからませたところに非常
な矛盾がある。こういう問題を労働行政
の中である程度切り切るなりその矛盾
を改善していく方向に失業保険の改正
はしていくべきだ。こういう点を引
きお尋ねしたので具体的なものを引き
合はしたわけだ。局長の言うよう
に保険金と保険料率とのそらばんを合
わせるといふようなことについては私
はあまり興味を持たない。それはそら

ばんの置き方ですから、私に置かせれ
ば二百円にしろなくても二百五十円に
してもやつていける。江下さんと議論を
するならば何でも議論ができる材料を
持つておる。それはどこに置くかとい
へば、失業者がふえる、就労日数が減
るかふえるかといふことで議論されて
くるわけでありませう、これは仮定の
事柄でありますから議論にならないと
思ふ。しかし議論になりますことは、片
方では二二・三三・三という保険料金と
保険金とを出しておいて、他方にはそ
れが一八になつたり二〇になつたりす
るといふことは、何か根拠がなければこ
れは変えてはいけない。こういう矛盾
の矛盾が今まで起きてきておるわけだ。
その矛盾はどこかにやはり十分つり合
いがとれる議論がなければならぬ。そ
れを保険経済で割り出すといふなら、
さつきの議論になるわけだ。こうい
う点に問題があると思ふので、これは
やはり労働行政の非常に重要な部分に
なつてくる。こういう点に對する考
方はどういふ具体的な政策には現われ
てくるわけでありませう。そういう具
体的事実をもつてこの内閣の労働政策の
よしあしをわれわれは批判をし、また
われわれの主張もそれぞれ勇敢に述べ
て、政策の点でお互いに相争つとこ
ろは争うし、共通の一致点を見出すなら
ば改善をしていく。それには格好な問
題だと存じまして、あなたの出席を求
めて御答弁を願つておるわけでありま
す。こういう問題に對しては多少いろ
いろな準備が要るであらうかと思ひま
したので局長にお尋ねをし、そしてそ
の機会をお待ちしたわけでありませ
う。そういう意味であなたにお尋ねして
おるので、あなたの見解を伺つてお

いと思います。

○松浦國務大臣 失業保険の問題について重要なお尋ねであります。わが党の雇用量の増大に対する基本的な考え方は、石橋内閣、岸内閣ともに同一の歩調で進んでおりますから、今年直ちに解決をつけることはできませんけれども、この積極政策を継続的、計画的にやってみるならば、雇用量は必ず増大せられるということを確認いたしております。従つて失業保険の方面においても漸次緩和されていくものであると思います。また就労日数の問題は二十一日になつておるようでありましたけれども、これは漸次実際に合うようにならしていきたくおるという考え方を持っております。

もう一点最後のお尋ねの二本立の料金設定ですが、これをこの機会に一本化したらどうか、これは私は非常にいい御意見だと思つております。けれども、今出ているこの法律を直すことはできませんので、次の機会に十分研究して善処したいと思つております。

○井堀委員 その点お気づきなされて善処なさるといふことであれば、次の機会をお待ちする以外にないと思つております。私は今が一番いい時期だと思つて政府に改善方を警告したわけでありす。

そこでもう一つ、政策と深い関係を持つのでありますが、今度のものは、保険料金と保険料率について、スライド制を採用しようとしておられる。それは、さっきの問題とやはり関連をしてくるのでありますが、予算準備を三百幾らに押えたその根拠については、PWの八〇％、九〇％というやや低目のものをきめると法律は書いてあるわけだ

す。ということはその労働力の実態に見合うような賃金でない。この場合は女子労働や老人といったような一般の求人側の要求に沿ひかねるような低い賃金の労働力をこころのねらいがあるといふことというところのねらいがあるとはあまりにも明白なのです。ですからこの点を生かす失業保険の運営の仕方が法律の中に生きてこなければならぬ。そういう点がやはり改善されなければ改善ならぬのじゃないか。こういう点で首尾一貫しないように私には考えられる。いかにもこう、思ひつきと云つては少し失礼かもしれませんが、行き当りばつたり改善をせよというやり方ではないかという懸念がしてならないのであります。何かこれに対して一体日雇いの労働者の失業保険という特質をこの中にどう発見されておるかを、もしおわかりであればお答えいただきたい。

○松浦國務大臣 スライド制の問題に對しましては、この立案の際にもいろいろの意見がありまして、経済政策はインフレ阻止の方向へ行つておるからその必要はないといふような議論もあつたのであります。労働者保護の上に立つてどういふ場合になつても労働者が非常な激変する経済の中に生きていられるようにするためには、スライド制を認めたのであります。ところが御了承願ひたいと思ひます。そこをかい

○江下政府委員 スライド制は御承知の通り、一般の失業保険につきまして従来のとおり、一般の失業保険に引きまつたわけでございます。そこで日雇いの失業保険についてのスライド制は、法律の適用はございませんが、これは先生

も御承知の通り、日雇いの場合には定額制でございますので、この場合は定額を改訂するという方法をとればスライド制を設けておく必要がない、この場合から今度はスライド制を日雇いの場合にはとらなかつたわけでございませぬ。

○井堀委員 純然たるスライドではございませぬが、今度の改善の中にはこれを折衷したような考え方が盛り込まれておる。こういうところにあまいまいなものが出ておるじやありませんかというところをお尋ねしておる。

○江下政府委員 従来のスライド制が非常に社会経済の実態に沿わない規定でございましたので、それを今合理化するという考え方であります。○井堀委員 多少これは専門的なものから、まだ十分でないものもございませぬ。しかしこれは単なる事務的の問題でなく、やはり基本政策と深いつながりを持つ問題であります。御検討を願つて、できるならばこの機会に与野党の間で話し合ひをして改善をいたしたい点でありますけれども、今までもまだ与野の方の同意を得られないという報告しか受けておりませんので、原案自身のそういう点の矛盾を私は指摘しておきたかったのであります。

まして、日雇い労働二十一日の就労日数で政府は一切の計画の基本的な数字としておるわけでありまして、そうすると二十一日間三百二円で大体日雇い労働者の生活はこの程度でやつてもらわなければいけないということになるわけでありませぬから、この通りでやつていくのかやつていけないのかということではなく、一応まあこの程度だといふ考え方が前提になるわけでありませぬ。そうすると三百二円で二十一日平均です。上と下が出てくるわけですが、その上と下はあまり開き過ぎるといふことは改善しなければなりません。

ああいうことをむやみやたらと——今十階級くらいあります。あまりごまかく刻み過ぎたはいけません。健康保険みたいな二つくらいに刻んでおけばいいのですが、そういうことであるのです。それは別として二十一日で見込んでおるので、二十一日以下に下るといふことは、これはもうこの基本的な考え方をなすれてくるわけですから、ところが実際には、だいたい少なくなつてきましたけれども、京都あたりはアツレが非常に多い。これは中央財政からくる国の政策全体に歩調が合わないわけでありませぬから、こういうこととは私はよほど適切な手を打たなければならぬ政策上の盲点だと思つておる。

○松浦國務大臣 待機期間の問題については御指摘のような点もございませぬけれども、先ほど申し上げましたように日本の産業経済が好調に進んで参りまして失業保険に余裕が生じて参りましたならば、現行法規の規定に基づいても待機日数を漸次減じていくことができるようになっております。そのように善処したいと思つてございませぬ、いろいろ御不満の点もあつたと思いますが、現在出しておる案としましてこの改正法律案は、政府としましてはこれ以上もう今のところどうすることもできませんから、一つ政府原案を御承認願ひたいことを特にお願い申し上げます。

○江下政府委員 ただいま大臣から御答え申し上げました通りでございますが、当局といたしましては待機期間の問題は結局継続四日、断続六日ということでございます。そこでこれが長いのか短かいのかという問題になると思つておりますが、これは先生のおっしゃる通りに賃金とある程度の差にらみ合ひたいことも大事だと私も思つております。現

時間的關係でもう一つだけお尋ねします。それは今度の保険の改善の中で、この前事務当局にお尋ねしたので、待機期間の問題が保険の恩典を受ける者にとっては重大な關係があるのです。待機期間は継続四日間断続六日間のことでありませぬが、これは先ほどの問題とやはり関連をしてき

在のところが実は失対事業が全国平均二十一日ということになっており、お話を通り原によって相当日数に違いがございませう。これらの点は今後もぜひ私どもも是正したいという考えでございませう。さらに就労日数をできるだけ伸ばしていくという方向で考えれば、待機の問題はまたそれとのかね合ひでも解決できる面も相当あると思っております。でありますので、実は来年度予算でも相当努力はしましたけれども、今年通り二十一日ということをやむなく承知をいたしました。さらにわれわれといたしましては今後その方向へ努力いたしたいと考えております。

○井堀委員 これは日雇い労働者の失業保険で議論するよりはむしろ失対事業法の立場に立って議論する方が正しいと思うのであります。もうこの二十一日という考え方を改めなければならぬのじゃないか。私は、二十一日をやせと言っているのではなく、二十一日でもいいが、そのかわり三百二十円ではないかと言っている。だから三百二十円を、さっき言うように九〇%ないし八〇%というPWに対する比率をやめて同率のものにするとか、あるいはそれ以上のものにして二十一日で押えていくなら意味がある。もう今日では、二十一日という根拠はくずれているのです。今までは理由があった。なぜならば、一般の日本の雇用というものが非常に不確定、不安定で、就労日というものが平均しても非常に低かった。自然、日雇いもこれにならざるを得ないこと、財政上の理由と予算単価が割合に低くて、就労日数が少なかったわけですから、ところが今日の労働統計を見ていきますと、労働時間はだんだん

延びていっているのです。就労日数もだんだんよくなってきています。PWがやはり予算に基準を求めてくるので、就労日数もさういふところへ持っていくければならぬ。だから労働省が大蔵省と財政上の折衝をやる場合に、客観的な実態というものがこんなに大きく変化しているものを、財政当局がただ単に全体の財政上の理由で断ることはないと。今度の場合は自然増収も一億以上出てきておる。二千五百億円。押え方によってはおもむろに、他方では二十一日などという数字の持っていく方は、二年も三年も前の日本の経済の悪かった時代ならともかく、今日では二十四日ないし二十五日が妥当ではないか。この考えからいえば、できるだけ就労日をふやしてよけい働いてもらって、生活の質を向上させるという行き方が、この法律の精神に沿う行き方だと思つて、失業救済や社会保険のワケで計画を見るよりは、これで見つけた方がいろいろな意味で健全だという考え方がこの法律にはあるわけですから、それでいけば、就労日数をふやしてあげたい。どっちかにさういふ点を割り切つていけばいいのであります。これは政策上の問題も加味されますけれども、その客観的な情勢が成長したのですから、事務当局はまずその成長に合わせたような原案をお作りにならないければならぬのです。さっきから労働大臣の答弁を聞いておきますと、政党的意思というよりは、事務当局の原案に無批判で同調しているようにもとれますし、——さう言うことと非常に無能な内閣だ、政党だということになるわけであ

りませうから、さういふ失礼なことは考へたくないのであります。しかしまことに残念ながら、今基本的な三つばかりの事例をあげて労働大臣の所見を伺つたところ、不見識な御答弁しか伺えなかつた。これは理屈ではなくて、事実なんです。むしろ事務当局のやつたことに対して、責任をどうとうというふうな態度です。事務当局が現実にもう少し、はっきりした考え方を持っていてこれなければならぬのじゃないか。どうも原案の問題がある、さう思ひますから、一つ率直にお答えをいたしたいと思います。

○江下政府委員 大へん基本的な御質問でございまして、私から申し上げるのはいかがかと存じますが、大体今お話しになりました点につきまして、私も基本的な考え方につきましては、私どもは同感の面が多いわけでございます。そこで失対事業の改善の問題でございしますが、決して私どもも手をこまねいて、失対事業は従前通りという状態でははううておくわけではございませぬ。先生も御承知の通り、昨年度からは特別失対就労対策という賞金の高い建設的な事業を大幅に実施いたしました。失業者の手取り賞金の増加も実ははかつてあります。今回の賞金のアップも当然といえば当然でございますけれども、これも実際の生活の実態という点からも考えて、私ども相当努力を突はしたつもりであるのです。来年度以降におきましても、これは今先生のお話しになったような趣旨で私どもも努力はするつもりでございますが、決してこの日雇いの失業保険法を事務当局だけで作つたということではございませぬので、この点を大臣からも指示

を受けて実はやっておりますので、この点は御了解をお願いしたいと思います。○井堀委員 この問題はいろいろ問題はあるようでありませうが、今基本的な問題で責任者から明確な御答弁がありましたので、この機会に私どもは与党とできるなら話し合ひをして、修正案を出したいという考え方を持っております。わけでありませうが、これはまあ国会の考え方です。しかし可能であればその機を待つということになるわけでありませう。さういふことになりませうと事務当局の原案は非常に大きな影響を保持している、さういふ意味で一言おたしをし、また考えを述べたいのであります。失対の問題についてはもう何回も言つてきているわけでありませうが、これを私どももなせしつてく言うかといへば、一つには、これは日本の労働政策の一番かすといひますか、下の方の問題に一つの基準を与えるというふうなものにもなるし、それから今一般の問題になつてくる最低賃金などとの関係も出てくると思つたのです。さういふものに改善が出てこなければ、最賃法なんかを出して誠意を示したという点にもなると思つた。さういふ点から、賞金というものに対する考え方がまだ不徹底だと思つたのです。ある場合には労務の対価として賞金問題を論議しているかと思つた、ある場合には、単なる生活給として議論をするという、非常に大切な場面でも責任のある地位の者がさういふ扱い方をしているというところ——また私ども責任の一端を感じるわけでありませう。さういふものは法律できちんとさきまつておられますから、さういふ点の解決を、

やはりあなたの方のような明確な立場をとるところから、はっきりしていただきたい。それでさきま申し上げておきますように、失対事業の場合には社会的政策的なものを加味した法律であるならば、その線をやはりはつきりしておかなければならぬ。そこがこの間から言つておられますように、十段階と言つたらあなたはかぶりを振つておられたが、指示はしてないかもしれぬ、ところが五段階にしてそれにBだ、Cだというのが出ておるのです。だからあなたの労働省から指示されたものからに出先でこまかく刻んでくるということ、その傾向はどういう傾向かといへば、労働対価としてですね。だから十分な労働力を発揮できる者も、もう労働者自身が若齢のために、病弱なために、さういふ労働に耐えない者もありませんし、それから十分労働能力を発揮できる実力を有しながら、適当な就職が得られないためにさういふところで一時しのぎをしてる者とか一緒になつてゐる。ですからその末端を預かる者としては、その矛盾をいろいろ苦心して消化していつておられると思つたのです。私は善意に基くものだと思つた。さういふものがだんだんほんとうの精神と相反するようなものになつていくつある。さういふ点は、労働行政でもこの世の中で一番荒れておる部分を処理していくポストでありませうから、さういふものに対して、どんな実態面はこうなつてきておる、法律の精神はこうだ、この運用はこうしなければならぬといったようなものが、さういふ改正案のときに頭を持ち上げてこなければならぬものを、頭をなでるように、後退させるような形に

やりますから、さういふ失礼なことは考へたくないのであります。しかしまことに残念ながら、今基本的な三つばかりの事例をあげて労働大臣の所見を伺つたところ、不見識な御答弁しか伺えなかつた。これは理屈ではなくて、事実なんです。むしろ事務当局のやつたことに対して、責任をどうとうというふうな態度です。事務当局が現実にもう少し、はっきりした考え方を持っていてこれなければならぬのじゃないか。どうも原案の問題がある、さう思ひますから、一つ率直にお答えをいたしたいと思います。

しておるのではないか。その点具体的例として、この失業保険の問題を取り上げた。この答えは明らかにしたわけでありました。この面に対しては局長は日本一の知識を持ち、経験を持ち、またそういう仕事を処理される責任の地位でもありますので、こういう点に対してはやはり明確な見解を示していただきたいと思ひます。

○江下政府委員 失業対策事業の問題でございますが、現実に失対事業の就業者が老齢化し、また婦人が多くなつてきておるといふ事実はその通りでございます。従つてこれに対してはむしろ社会的政策的な面を考へていくべきじゃないか、これも同感される面が多いわけでございます。

そこで実は一例を申し上げますが、失業対策事業の賃金にいたしまして、なるほどお話のように、各県とも大体三段階あるいは五段階程度の応能制賃金を設けておりますが、御婦人方の賃金というものは、民間が非常に低いわけでございます。もしこれを民間通り格づけをするということになると、ますますもつてこれらの人の生活が困難になりますので、現実の格づけの实情を聞いてみますと、御婦人方に対する賃金は、同種の民間の賃金よりも上回つておるといふものも相当あるはるかに聞いております。現実にそういうことに、好むと好まざるにかかわらず、方向は動いていかざるを得ないという点を申し上げたいと思ひます。

○井堀委員 この問題はぜひ近いうちに何らかの改善を行うべきものだと思ひておられます。また私どももどういふ工合にしたらいいかということについて

て献策をしなければならぬ立場にあるので、鋭意努力したいと思ひます。労働省、特にそのポストを預かる局長あたり、しかるべき対策を用意されたいことをお願いいたしまして私の質問を終ります。

○多賀谷委員 一、二点御質問申し上げます。二百八十円以上の場合が一級になり、二百八十円未満の場合が二級、一級が二百円で二級が百四十円だということですが、この三百二十円という予算単価がありますが、それから各市あるいは県においてのおのおのその地域差に応じて予算金額が配賦されますが、実際の支払われる労務費の平均額と、それから予算単価の基準になつておる三百二十円、あるいは地域によつてそれぞれ違ひますが、その配賦される額が大体一致しておるのでしょうか。

○江下政府委員 これは先生も御承知の通り失業対策事業というものは非常に最近各種各様になりまして、さらに構成内容も相当複雑になりまして、さういふことはございまして若干平均賃金の上下を動くことはございまして、大体この基準賃金の前後になつておる。あるいはときによりまして若干動くことはございまして、しかし年度平均にすれば当然三百二十円、こういうことになり

ます。○多賀谷委員 私は実情はかなり各市が安全率を見ておるのじやなかろうかと思ひます。そうして今私は三百二十円で計算したのは知りませぬけれども、二百八十二円の場合、おのおのその地域差に応じて予算単価が違ひますけれども、それでも、ざつと見て二十円から十五円くらい平均賃金が違つておる、こういうように私は考えるので

す。これは私の住んでいる地域だけの市かと思ひましたら、福岡の例をとりますと、福岡県全体の各市がやはりそういうような安全率を見ておる。これは現地では非常に問題になつておるのです。そうして予算単価通り配分しろという問題が起つておる。市に言わせますと、安全率を見ておかなければ、あるいは構成内容が将来変わつてくるのだという。しかし、そのことはわかるのですが、年度末にびちつと合つかうと、必ずしもそうでない。ですから、この点得心のいくように説明してもらいたい。そういうことはあり得ないのだ、三百二十円なら三百二十円は全部労務費に使われるのだ、こういうことであるかどうか、お聞かせ願ひたいと思ふ。

○江下政府委員 お話に出ました構成内容によつて賃金が若干動くということとは、認めなければならぬと思ひます。しかしそういう場合には当然ワックの方が広がつていくことになるわけですから、現在までにあなたのお話のように構成内容が老齢化し婦人化しましたために、全国の平均賃金から見ますれば、やや下目にあることは事実でございます。しかしこれは当然将来はまた平均賃金に戻る、こう私どもは考え

ます。○多賀谷委員 その老齢化したりあるいは婦人の方が多かった場合には、平均賃金が下るんですか。○江下政府委員 これは結局安全率というものを賃金の中にかけるわけでございます。従つて非安全率の方が大きければ、その集団にいくということになれば、その集団の平均賃金は若干下るといふことは当然でございます。そのかわりほ

かの地域で元気のいい人だけが集まれば、そこでは平均賃金が上つていく、差引同じになつて、大体賃金水準で行く、こういうことになりま

○多賀谷委員 地域というのが私は問題だと思ふのです。たとえば事業主体、Aという市ならAという地区は、やはり平均賃金になつておるのではありません。たとえばAという市は平均賃金でなく、Bという市は平均賃金以上行つておる、こういうことはあり得るのですか、この点お聞きしたいのです。地域差は別にして

○江下政府委員 市という単位ではそういうことはあり得ません。

○多賀谷委員 そういたしますと、事業主体の市という単位では、Aという工事はBという工事に比べてはそういうことはあり得るけれども、市全体としてはない、こう理解してよろしいのです。

○江下政府委員 さようでございます。○多賀谷委員 実はこれは現地の日雇いの労働組合ではかなり問題にしておりまして、われわれも安定期並びに市当局に行つていろいろ聞かされても、なるほど年度の初めにおきましては、安全率を見るところはわかるのですけれども、では一年間を通じて安全率を見て、残つた金をどうするんだという、実は危懼を持つわけであるというところ、これは別ですけれども、そういうことはあり得ないと思ひます。考えられるのですけれども、かなり安全率を各市見ている。十四、五円見ている。これは一市だけでなくて、各市そうなんです。それで私は非常に危懼の念に

かられておるわけですが、局長さんの方から、そういうことはあり得ないのだということでありましたら、われもその通り、今後施行されていくかどうかをいろいろ調査してみたい、かように考えます。そこで二百八十円以上のものは一級なんですけれども、二百八十円以上の場合が大体七割程度だ、こういうことを答弁されたそうですが、今度の失業保険金額の改正でどういふ分布状態になつておるか、人員が表によつておるのか、人員が表によつておるのか、これを御聞かせ願ひたい。できれば表があれば、提示していただきたい。

○江下政府委員 二百八十円以上が七割といふのは、全部の被保険者の計算でございます。従つて失対事業だけでは六割見当になつておると思ひます。失対事業につきましては現在三百二十円への賃金の引上げについて各県別の打ち合せをやつておりますので、私どもは一応従来の二百八十二円のとさうであつたかということから計算いたしましたら、三百二十円に上つた場合には約六割、こういう数字を申し上げたのであります。

○多賀谷委員 しかしあなたの方は保険金額も料金も上げておられるのですから、当然その分布状態がはつきりしなければ、保険経済として意義をなさないので、当然計算の基礎ができておると思ふのです。実際と若干異なることも計画であるから私はいつておると思ひますが、各失業保険額の分布状態——失業保険金額でなくとも、どういふような状態になつて、その分布の階層別の人員がどうなつておるか、こういうことを一つお示し願ひたい

い。これがなければいいとか悪いとかいうことはちょっと審議できないでしょう。

○江下政府委員 三百二十円に平均賃金が上りますので、二百八十円が従来の線でございますから、大よその賃金分佈というものを考えた上で六割という線を出しております。大よその人員分佈につきましては後ほど計算しましたものを差し上げたいと思います。

○多賀谷委員 実は今度の改正の最も大きな柱はこの三十八条の十一だと思っております。ですからこの二百八十円以上の場合が一級だとか、二百八十円未満が二級だとかというその根拠をわれわれは知りたい。これなくしてはわれわれは二百八十円はいかぬから二百六十円にしないとか、いやこれでも大丈夫ですから三百円ですとかということは言えない。それが保険経済にどれくらい影響があるのか、あるいはこれをいじることによって料金を修正しなければならぬ、さらに修正をしなければならぬという問題も起るでしょうし、この計算の基礎を出して説明してもらいたいと思う。

○江下政府委員 これは非常にこまかい表になりますので、ここで読み上げることは省略させていただきます、あとで資料としてお届けさせていただきます。よろしくごさいいますか。

○多賀谷委員 もう質疑打ち切りの予定だそうですから私はあえて言いませんが、これは政府は非常に不親切だと思っております。健康保険だってやはり標準報酬をかえられる場合には、一応、この通りではありませぬけれども人員を出して計算されておる。あなたの方は保険料額を變更されるのですから、

そのくらいの親切心があつてしかるべきだと思ふ。条文の説明なんかは見ればわかるのですから、資料をいただきたい。でも大して役に立ちません。問題はそういうことが一体納得し得るものであるかどうかということだとわれわれは思う。ですから至急配付願いたい。ほんとうなら間に合わぬところですが、

では続いてもう一点質問したいのですが、今度の市町村合併によつてあるいは遠距離であるとかあるいは交通費がかかるということ受給しない、権利はあつても放棄するという人があるというところで改正になっておるようでありますが、一般の失業保険はそういう事実はありませんか。

○江下政府委員 一般の失業保険ではそういう例外措置はないと思ひます。○多賀谷委員 法的な措置はない、それはよく知つておるのですが、事実関係としてありますか、ありませんか。

○江下政府委員 法的にも事実的にも一般の保険ではございません。○多賀谷委員 事実的にはないというものは、どういふ根拠でないと言つておるのか、

○江下政府委員 事実上すべて強制被保険者になります。従つて失業しましたときは保険金額がもらえるわけでございますから、それはあり得ないわけでございます。

○多賀谷委員 それは強制適用ですが、権利を放棄する人がありはしないかということをお言つておるのです。○江下政府委員 権利を放棄する人は私はあると思ひます。

○多賀谷委員 と申しますのは、保険金の日額が一般失業保険でも二十円という人がある。三十円、四十五円、六十円、七十五円、九十円、こういうふうな刻みになっておりますが、かなり

の差保険金額が非常に少ない人があるわけですね、そうしてこれは日雇いの場合と違ひましてかなり遠方の人もおる。日雇いの場合は、一応日雇いに働くとおることを前提条件にしますから比較的その附近の人が仕事にくる。ところが一般の失業保険の場合は、遠距離だつてどうしてもそこへもいらぬいかなければならぬという事実があるわけですが、ですから私は日雇い失業保険にそういう適用除外を設けられておるならば、やはり一般失業保険にも

そういう事実があり得ると考えるわけですが、私はこの法律そのものがいいと言つておるんです。ただ事実関係としてあるんだということを感じるわけですが、日雇いの労働者の方は、仕事にいくけれども保険金はもらいにいかぬという人がある。ところが工場が遠距離にあるという場合には、金額が非常に少ないという点からやはりあり得るんだということをお考へるわけですが、ですからこの点についてどういふよう

に把握しておられるのか、その原因はどこにあるのか、これをお聞かせ願ひたい。

○江下政府委員 一般の失業保険の場合には、御承知の通りごく遠隔地でございますと二週間に一回程度の出頭でございますから、毎日日々が勝負でございますから、毎日日々失業の認定その他をしなければなりません。従つて先生のおっしゃるような例は私は非常に少ないと思ひます。

○多賀谷委員 少くともやはりかなりあるように、われわれは事実調査をしてないですから十分言えないのですけれども考えられるのです。と申しますのは離職が決定いたしました、そして失業保険の受給が決定した。ところがもらいにきてない。こういうところがやはり人員の差が出てきておると思ふ。ですから結局、あなたの方の関係ではないのですが、やはり低賃金というところに帰着してくると思ふので、ですから私は日雇いの失業保険にそういうことが起り得るならこれは一般にもかなりあるのだというふうに考へられるわけですが、そういう事実関係はつきりしておらなければいけません。

○藤本委員長 他に御質疑はございませんか。――なければ本案についての質疑は終了したものと認めるに御異議ございませんか。

○藤本委員長 御異議もないようでございますから、本案についての質疑は終了したものと認めます。

○藤本委員長 次に最低賃金法案及び家内労働法案を一括して議題とし、審査に入ります。

まず提出者より趣旨の説明を聴取いたします。多賀谷委員君。

最低賃金法案
(この法律の目的)
第一条 この法律は、労働基準法附則第二十二條法律第四十九號) 第二十八條第二項の規定に基き、労働者の最低賃金額その他の最低賃金に関する事項を定めることを目的とする。
(最低賃金額の決定の基準)

最低賃金額は、基本たる賃金(職務、能力、経歴等を基準として定められる賃金であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ)が月、週、日又は時間によつて定められている労働者によつて、満十八歳以上の労働者にあつては、当該基本たる賃金の基礎となつた期間の区別に依り次の表のとおりとし、満十五歳以上十八歳未満の者にあつては、政令の定めるところによる。

第二條 最低賃金額は、生計費、一般の事業の賃金の支払能力その他の事情を考慮して、定めるべきものとする。

第三條 最低賃金額は、基本たる賃金(職務、能力、経歴等を基準として定められる賃金であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ)が月、週、日又は時間によつて定められている労働者によつて、満十八歳以上の労働者にあつては、当該基本たる賃金の基礎となつた期間の区別に依り次の表のとおりとし、満十五歳以上十八歳未満の者にあつては、政令の定めるところによる。

第一項の規定にかかわらず、労働基準法第四十條の規定によつて同法第三十二條の労働時間に関する規定について別段の定めなされた同法第四十條第一項の事業に使用されている労働者の最低賃金額については、前項に規定する金額を下らない金額で、労働省令で別段の定を定めることができる。

一箇月	一週に二日に	一日に
につき	つき	につき
一〇〇〇円	二、〇〇〇円	三〇〇円
二、〇〇〇円	三、〇〇〇円	四〇〇円

3 第一項の規定にかかわらず、労働基準法第七十一條第一項の規定による認可に基いて雇入れられた労働者の最低賃金額については、当該特定の技能者の養成に必要な限度で、労働省令で別段の定を定めることができる。
(基本たる賃金が特殊な期間を基礎としている場合)

七

第四条 基本たる賃金がそれぞれ一箇月、一週、一日又は一時間をこえる月、週、日又は時間によつて定められてゐる労働者についてこの法律及び労働基準法の適用については、それぞれ、月、週、日又は時間によつて、当該基本たる賃金額をその基礎となつた期間の月数、週数、日数又は時間数をもつて除して得た金額をもつて、その者の基本たる賃金が定められてゐるものとみなす。

(出来高払制等の場合)
第五条 出来高払制その他の請負制で使用される労働者についてのこの法律及び労働基準法の適用については、その者の基本たる賃金が時間によつて定められてゐるものとみなす。

(除外される賃金等)
第六条 労働基準法第二十八条第一項の規定の適用については、次の各号に掲げるものは、賃金に算入しない。

- 一 労働基準法第二十四条第二項ただし書に規定する賃金
- 二 所定労働日以外の日の労働又は所定労働日における所定労働時間をこえる時間の労働に対する賃金及び労働基準法第三十七条第一項に規定する深夜の労働に対する増賃金

2 基本たる賃金が月、週、日又は時間によつて定められてゐる労働者が、基本たる賃金以外の賃金(前項各号に掲げる賃金を除く。以下この項において「その他の賃金」という。)の支払を受ける場合において、その他の賃金のうち

基本たる賃金の基礎となつた期間を基礎として定められたものでないものがあるときは、労働基準法第二十八条第一項の規定の適用については、その者の賃金額を算定するに、労働省令の定めるところにより、当該その他の賃金を基本たる賃金の基礎となつた期間に対する賃金額に改定するものとする。

(最低賃金額に関する報告及び報告)
第七条 中央賃金審議会は、毎年、少くとも一回、最低賃金額が適当であるかどうかについて、労働大臣に報告しなければならない。最低賃金額を決定する基準たる諸事情の変化により、その金額を百分の五以上増減する必要があると認めるときは、中央賃金審議会は、その報告にあわせて、適当な報告をしなければならない。

2 労働大臣は、前項の報告を受けたときは、必要な措置を講じなければならない。

(命令への委任)
第八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、命令で定める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、附則第七項の規定は、公布の日から施行する。

(暫定措置)
2 この法律の施行の日から二年間は、第三条第一項の表は、次の表のとおり読みかえるものとする。

一箇月	一週	一日	一時間
につき	つき	つき	につき
1000円	1000円	1000円	1000円

基本たる賃金の基礎となつた期間を基礎として定められたものでないものがあるときは、労働基準法第二十八条第一項の規定の適用については、その者の賃金額を算定するに、労働省令の定めるところにより、当該その他の賃金を基本たる賃金の基礎となつた期間に対する賃金額に改定するものとする。

(最低賃金額に関する報告及び報告)
第七条 中央賃金審議会は、毎年、少くとも一回、最低賃金額が適当であるかどうかについて、労働大臣に報告しなければならない。最低賃金額を決定する基準たる諸事情の変化により、その金額を百分の五以上増減する必要があると認めるときは、中央賃金審議会は、その報告にあわせて、適当な報告をしなければならない。

2 労働大臣は、前項の報告を受けたときは、必要な措置を講じなければならない。

(命令への委任)
第八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、命令で定める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、附則第七項の規定は、公布の日から施行する。

(暫定措置)
2 この法律の施行の日から二年間は、第三条第一項の表は、次の表のとおり読みかえるものとする。

一箇月	一週	一日	一時間
につき	つき	つき	につき
1000円	1000円	1000円	1000円

行政官庁が第一項ただし書第一号に規定する認定をする場合においては、地方賃金審議会の議決を経なければならない。
第二十九条に見出しとして「(賃金審議会)」を加え、同条第一項中「最低賃金に関する事項」を「最低賃金に関するこの法律の施行及び改正に関する事項その他の最低賃金に関する事項」に改め、同条第二項中「一定の事業又は職業について」を削る。
第三十条第一項から第四項までを削る。
第三十一条を次のように改める。
(合理的な賃金体系の確立とその公正な運用)
第三十一条 労働関係の当事者は、最低賃金は賃金の最低の基準であることを考慮し、労働者の経験、能力及び職務の内容等に応ずる合理的な賃金体系の確立とその公正な運用に努めなければならない。
第七十条第二項中「第三十一条の最低賃金」を削る。
第一百九十四条及び第一百九十五条第一号中「第三十一条」を「第二十八条第一項」に改める。
第二百二十条第一号中「第二十七条」を「第二十六条」に改める。
(従前の行為に対する罰則の適用)
前項の規定による労働基準法第二十七条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第三条、第六条第二項又は第八条の規定による命令は、労働基準法第二十九条の改正規定及び同法第一百九十三条の規定の例により、この法律の施行前においても制定することができる。

法第二十九条の改正規定及び同法第一百九十三条の規定の例により、この法律の施行前においても制定することができる。

行政官庁は、労働基準法第二十八条第一項ただし書第一号及び第三項の改正規定並びに同条第一項ただし書第三号の改正規定の例により、この法律の施行前においても同項ただし書第一号又は第三号の改正規定による認定又は許可をすることができ。

(国家公務員の給与についての立法措置)
7 労働基準法第二十八条の改正規定及び本則の規定の適用のない国家公務員の給与については、すみやかに、本則の趣旨に適合した立法措置が講ぜられなければならない。

(労働者設置法の一部改正)
8 労働者設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
第四十条第二十一号を次のように改める。
二十一 最低賃金法(昭和三十一年法律第 号)に基いて、最低賃金額について別段の定をすること。
第八条第一項第十一号中「労働基準法」の下に「最低賃金法」を加える。
第十三条第一項の表の中央賃金審議会の項中「意見を提出する」を「意見を提出し、及び最低賃金法第七条第一項の規定により報告し、又は報告する」に改める。
第十六条第一項の表の地方賃金

行政官庁が第一項ただし書第一号に規定する認定をする場合においては、地方賃金審議会の議決を経なければならない。
第二十九条に見出しとして「(賃金審議会)」を加え、同条第一項中「最低賃金に関する事項」を「最低賃金に関するこの法律の施行及び改正に関する事項その他の最低賃金に関する事項」に改め、同条第二項中「一定の事業又は職業について」を削る。
第三十条第一項から第四項までを削る。
第三十一条を次のように改める。
(合理的な賃金体系の確立とその公正な運用)
第三十一条 労働関係の当事者は、最低賃金は賃金の最低の基準であることを考慮し、労働者の経験、能力及び職務の内容等に応ずる合理的な賃金体系の確立とその公正な運用に努めなければならない。
第七十条第二項中「第三十一条の最低賃金」を削る。
第一百九十四条及び第一百九十五条第一号中「第三十一条」を「第二十八条第一項」に改める。
第二百二十条第一号中「第二十七条」を「第二十六条」に改める。
(従前の行為に対する罰則の適用)
前項の規定による労働基準法第二十七条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第三条、第六条第二項又は第八条の規定による命令は、労働基準

行政官庁が第一項ただし書第一号に規定する認定をする場合においては、地方賃金審議会の議決を経なければならない。
第二十九条に見出しとして「(賃金審議会)」を加え、同条第一項中「最低賃金に関する事項」を「最低賃金に関するこの法律の施行及び改正に関する事項その他の最低賃金に関する事項」に改め、同条第二項中「一定の事業又は職業について」を削る。
第三十条第一項から第四項までを削る。
第三十一条を次のように改める。
(合理的な賃金体系の確立とその公正な運用)
第三十一条 労働関係の当事者は、最低賃金は賃金の最低の基準であることを考慮し、労働者の経験、能力及び職務の内容等に応ずる合理的な賃金体系の確立とその公正な運用に努めなければならない。
第七十条第二項中「第三十一条の最低賃金」を削る。
第一百九十四条及び第一百九十五条第一号中「第三十一条」を「第二十八条第一項」に改める。
第二百二十条第一号中「第二十七条」を「第二十六条」に改める。
(従前の行為に対する罰則の適用)
前項の規定による労働基準法第二十七条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第三条、第六条第二項又は第八条の規定による命令は、労働基準

行政官庁が第一項ただし書第一号に規定する認定をする場合においては、地方賃金審議会の議決を経なければならない。
第二十九条に見出しとして「(賃金審議会)」を加え、同条第一項中「最低賃金に関する事項」を「最低賃金に関するこの法律の施行及び改正に関する事項その他の最低賃金に関する事項」に改め、同条第二項中「一定の事業又は職業について」を削る。
第三十条第一項から第四項までを削る。
第三十一条を次のように改める。
(合理的な賃金体系の確立とその公正な運用)
第三十一条 労働関係の当事者は、最低賃金は賃金の最低の基準であることを考慮し、労働者の経験、能力及び職務の内容等に応ずる合理的な賃金体系の確立とその公正な運用に努めなければならない。
第七十条第二項中「第三十一条の最低賃金」を削る。
第一百九十四条及び第一百九十五条第一号中「第三十一条」を「第二十八条第一項」に改める。
第二百二十条第一号中「第二十七条」を「第二十六条」に改める。
(従前の行為に対する罰則の適用)
前項の規定による労働基準法第二十七条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第三条、第六条第二項又は第八条の規定による命令は、労働基準

行政官庁が第一項ただし書第一号に規定する認定をする場合においては、地方賃金審議会の議決を経なければならない。
第二十九条に見出しとして「(賃金審議会)」を加え、同条第一項中「最低賃金に関する事項」を「最低賃金に関するこの法律の施行及び改正に関する事項その他の最低賃金に関する事項」に改め、同条第二項中「一定の事業又は職業について」を削る。
第三十条第一項から第四項までを削る。
第三十一条を次のように改める。
(合理的な賃金体系の確立とその公正な運用)
第三十一条 労働関係の当事者は、最低賃金は賃金の最低の基準であることを考慮し、労働者の経験、能力及び職務の内容等に応ずる合理的な賃金体系の確立とその公正な運用に努めなければならない。
第七十条第二項中「第三十一条の最低賃金」を削る。
第一百九十四条及び第一百九十五条第一号中「第三十一条」を「第二十八条第一項」に改める。
第二百二十条第一号中「第二十七条」を「第二十六条」に改める。
(従前の行為に対する罰則の適用)
前項の規定による労働基準法第二十七条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第三条、第六条第二項又は第八条の規定による命令は、労働基準

行政官庁が第一項ただし書第一号に規定する認定をする場合においては、地方賃金審議会の議決を経なければならない。
第二十九条に見出しとして「(賃金審議会)」を加え、同条第一項中「最低賃金に関する事項」を「最低賃金に関するこの法律の施行及び改正に関する事項その他の最低賃金に関する事項」に改め、同条第二項中「一定の事業又は職業について」を削る。
第三十条第一項から第四項までを削る。
第三十一条を次のように改める。
(合理的な賃金体系の確立とその公正な運用)
第三十一条 労働関係の当事者は、最低賃金は賃金の最低の基準であることを考慮し、労働者の経験、能力及び職務の内容等に応ずる合理的な賃金体系の確立とその公正な運用に努めなければならない。
第七十条第二項中「第三十一条の最低賃金」を削る。
第一百九十四条及び第一百九十五条第一号中「第三十一条」を「第二十八条第一項」に改める。
第二百二十条第一号中「第二十七条」を「第二十六条」に改める。
(従前の行為に対する罰則の適用)
前項の規定による労働基準法第二十七条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第三条、第六条第二項又は第八条の規定による命令は、労働基準

審議会の項中「調査審議して意見を提出する」を「調査審議する」に改める。

家内労働法案

家内労働法

(目的)

第一条 この法律は、家内労働者の最低労働報酬その他の労働条件の基準に關して必要な事項を規定し、もつて家内労働者の生活の安定と経済秩序の確立に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「委託者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一 物品の販売を業とし、又は物品の製造若しくは加工(以下「製造等」という)の請負を業とする者であつて、販売若しくは製造等の目的物である物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は当該業とする者がその業務のため使用し若しくは消費する物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造等を家内労働者に委託するもの

二 物品の販売を業とし、又は物品の製造等の請負を業とする者の委任を受けて、その者のために、自己の名で、前号に規定する物品又は半製品、部品、附属品若しくは原材料(以下「物品等」という)の製造等を家内労働者に委託することを業とする者

2 この法律で「家内労働者」とは、同居の親族以外の者を使用しないで、委託を受けて物品等の製造等に従事し、これに対し報酬を支払われる者をいう。

3 この法律で「労働報酬」とは、委託者が家内労働者に対し物品等の製造等を委託した場合に当該物品等の製造等に係る家内労働者の労働の対償として支払うすべてのものをいう。

4 この法律で「その他の報酬」とは、委託者が家内労働者に対し物品等の製造等を委託した場合に当該物品等の製造等に係る家内労働者の給付に対し支払う労働報酬以外の報酬をいう。

第三条 委託者は、家内労働者に対し物品等の製造等を委託した場合には、家内労働者の給付に対し、政令の定めるところにより、労働報酬及びその他の報酬に區別して対償を支払わなければならない。(最低労働報酬額)

第四条 委託者は、家内労働者に対し物品等の製造等を委託しようとする場合には、あらかじめ、都道府県労働基準局長に対し、当該物品等の製造等についての最低労働報酬額を定めるべきことを申請しなければならない。

2 都道府県労働基準局長は、前項の申請があつた場合には、地方家内労働審議会の議を経て、すみやかに、当該最低労働報酬額を定めなければならない。

3 前項の最低労働報酬額は、当該物品等の一定単位について、最低賃金法(昭和三十三年法律第...

号)第三条第一項に規定する基本たる賃金が時間によって定められ

ている満十八歳以上の労働者の最低賃金額に、当該物品等の一定単位の製造等に要する標準所要時間を乗じて得た額とする。

4 前項の標準所要時間は、満十八歳以上の労働者であつて当該物品等の製造等と同一又は類似の物品等の製造等に従事した期間が比較的短い者が、当該同一又は類似の物品等の一定単位の製造等に要する平均時間を基準として定めなければならない。

5 第一項の規定は、委託しようとする物品等の製造等が、当該委託者が同項の規定によりすでにした申請に係る物品等の製造等と同一のものである場合には、適用しない。

6 前項本文の場合には、すでにした申請に係る物品等の製造等についての最低労働報酬額をもつて、当該委託しようとする物品等の製造等についての最低労働報酬額とする。

7 第一項の規定は、同項の申請に係る最低労働報酬額が定められる以前に、委託者が家内労働者に対し当該申請に係る物品等の製造等を委託することを妨げるものではない。

第五条 委託者が家内労働者に対し支払う労働報酬額は、前条の規定により定められた最低労働報酬額に満たないものであつてはならない。

第六条 委託者は、家内労働者に対し物品等の製造等を委託した場合

には、労働省令の定めるところにより、直ちに、家内労働者の給付、労働報酬及びその他の報酬、最低労働報酬額その他の事項について記載した書面を二通作成し、そのうち一通は三年間保存し、他の一通は家内労働者に交付しなければならない。

第七条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第一条から第四条まで及び第十三条の規定は、家内労働者の労働条件について準用する。

第八条 行政官庁は、この法律の施行のため必要があるときは、委託者若しくは家内労働者に対し報告若しくは書類の提出を求め、又は当該職員に、委託者の営業所その他必要な場所に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは書類を検査させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第九条 最低労働報酬額その他の家内労働者の労働条件に關する事項を審議させるために、中央家内労働審議会及び地方家内労働審議会を置く。

2 家内労働審議会の委員は、家内労働者を代表する者、委託者を代

表する者及び公益を代表する者について、行政官庁が各々同数を委嘱する。ただし、家内労働者を代表する者及び委託者を代表する者は、関係者の推せんに基づいて委嘱する。

3 家内労働審議会は、必要であると認める場合には、第一項に規定する事項について行政官庁に建議することができる。

4 この法律に定めるもののほか、家内労働審議会に關して必要な事項は、政令で定める。

第十条 労働省労働基準局、地方労働局、都道府県労働基準局及び労働基準監督署に家内労働監督官を置く。

2 家内労働監督官は、労働省の職員のうちから労働大臣が命ずる。

第十二条 この法律に定めるものは、この法律の施行に關し必要な事項は、命令で定める。

第十三条 次の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

四 第七条において準用する労働基準法第三条の規定に違反した者

五 第七条において準用する労働基準法第四条の規定に違反した者

第十四条 次の各号の一に該当する者は、五十千円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定に違反して書面を作成せず、保存せず、若しくは交付せず、又は虚偽の書面を作成した者

二 第八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、書類の提出をせず、若しくは虚偽の書類を提出し、質問に対して虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日) 1 この法律は、最低賃金法の施行の日から施行する。ただし、第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

(暫定措置) 2 この法律の施行の日から二年間は、第四条第三項中「最低賃金法(昭和三十三年法律第 号)第三條第一項に規定する」とあるのは、「最低賃金法(昭和三十三年法律第 号)附則第二項の規定に

より読み替えられた場合における」と読み替えるものとする。(労働省設置法の一部改正)

3 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三条の各号列記以外の部分中「労働者」の下に「(家内労働者を含む。以下この条、第八条第一項第八号及び第十一号、第九條第五号並びに第十五條第二項第三号において同じ)」を加える。

第四條第三十二号の次に次の二号を加える。

三十二の五 家内労働法(昭和三十三年法律第 号)に基いて、最低労働報酬額を定めること。

三十二の六 家内労働法の施行に關して、委託者若しくは家内労働者に対し報告若しくは書類の提出を求め、又は関係者に質問し、若しくは書類を検査すること。

第六條第一項第十四号中「給与」の下に「(家内労働者の報酬を含む。)」を、同項第十五号中「労働者生計費」の下に「(家内労働者生計費を含む。)」を、同項第十八号中「雇用」の下に「(家内労働者の生活及び報酬を含む。)」を加える。

第十三條第一項の表中「けい肺審議会」として、けい肺に關する重要事項を調査審議すること。

中央家内労働審議会 労働大臣の求に應じ、最低労働報酬額その他の家内労働者の労働条件に關する事項を調査審議すること。

第十五條第一項中「及びけい肺及び外傷性せき腫障害に關する特別保護法(これに基く命令を含む。)」を、「けい肺及び外傷性せき腫障害に關する特別保護法(これに基く命令を含む。)」及び家内労働法(これに基く命令を含む。)」に改め、同條第二項第四号中「賃金」の下に「(家内労働者の報酬を含む。)」を、「労働者生計費」の下に「(家内労働者生計費を含む。)」を加える。

第十六條第一項の表中「地方労働基準審議会」として、都道府県労働基準局長の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に關する事項を審議すること。

地方家内労働審議会 都道府県労働基準局長の求に應じ、最低労働報酬その他の家内労働者の労働条件に關する事項を調査審議すること。

第十七條第一項中「及びけい肺及び外傷性せき腫障害に關する特別保護法(これに基く命令を含む。)」を、「けい肺及び外傷性せき腫障害に關する特別保護法(これに基く命令を含む。)」及び家内労働法(これに基く命令を含む。)」に改める。

(行政機関職員定員法の一部改正) 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

提案理由及び内容の概要について御説明申し上げます。

労働保護につきましては、すでに労働基準法の制定を見、労働時間の制限、女子年少者の保護、安全衛生の管理、災害補償等の法的措置がなされていくことは御承知の通りであります。

労働基準法はその冒頭において「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならぬ」とうたっており、まして労働時間と賃金は労働条件における二つの柱となっており、天井と床の関係にありまして、いかに労働時間の規制が行われても、賃金について何らかの最低保障がなければ労働保護立法も、その意義の大半は失われ、労働者の生活の安定は期し得られないのであります。

ここに労働時間がそれ以上に上り得ないように天井を設けたと同様、賃金がそれ以下に低下しないように床板を設ける必要があると思ふのであります。

労働基準法が実施されてすでに十年、この法律の眼目たる最低賃金制度が日の目を見ないことはまことに遺憾であり、本法案は労働基準法をして保護立法としての本来の使命を達成せしめるために、その補完的立法として提出いたしました次第であります。

最低賃金制は前世紀の末、ニューヨークに実施されて以来、オーストラリア、イギリス、フランス、アメリカ、オランダ、カナダ等に行われ、第二次大戦後の今日においては、インド、ビルマ、フィリピン、アジアの後進国及び中南米諸国に至るまで、われわれの調査によると四十九カ国が法の制定を見、ILOにおいても一九二八

年、第十一回総会において最低賃金制度の創設に関する条約並びに最低賃金決定制度の実施に関する条約が採択されているのであります。

わが国の労働者の賃金は諸外国に比べて、著しく低く、ことに中小企業の賃金は、まことに劣悪なのであります。日本の資本主義は農村の貧困と、中小企業労働者の低賃金を土台として発達し、現在においても独占資本は、中小企業を隷屬下に置き、その基盤の上に築立しているものであり、独占資本は経営の危険をほとんど下請の中小資本に転嫁し、中小資本は、また、その労働者に低賃金と長時間労働を強制して、全く中小企業の労働者は、独占資本と中小資本との二重の圧迫を受けているのであります。しかも最近においては神武以来の好景もこれらの低賃金労働者には潤わず、企業別労働者の賃金差はますます拡大し、このままでは看過できない状態を現出しております。また神武以来の好況は大企業においては、臨時工、社外工という形の労働者を大量に発生せしめ、本工員と同じ作業をさしながら、きわめて低い賃金で使用し、社会問題を惹起しつつあるのであります。

さらに、わが国の賃金構造の特質に男女別賃金較差の大きいことをあげることができるのであります。同一労働、同一賃金の原則は、賃金決定における大憲章であり、労働基準法の制定と同時に、その条章にもうたわれたところでありましたが、婦人労働者は依然として低賃金に押えられ、工場に長年勤めている婦人労働者が、男子見習工よりも安い賃金をもらっている事実を、幾多も指摘することができるのであります。

この事実の中に婦人に対する不平等的差別的考へ方の封建性の残存を知ることができるのであり、これは全く非人道的非社会的考へ方であると言わざるを得ません。男女平等を真に叫ぶならば、わが国のこの慣習的賃金構成を打破して、近代賃金構成になし、婦人の経済的地位の向上をはかることが肝要であります。賃金は労働力の再生産を可能にするものでなくてはなりません。しかるに現在の低賃金階層の人々には、労働力の再生産どころか自己の労働力を消耗し続けているような状態であり、最低生活水準も維持できないような賃金で人を使用することは、社会正義上許されないのであると思ふのであります。

現在生活保護法による保護を行なっているものであります。その被保護世帯の約四割程度が世帯主が就職して働いていないのであります。就職しているものに生活保護法の保護をしなければならぬという現実にはわが国の賃金のいかに低いかを立証するものであり、かかる低賃金は排除すべきであると考へるのであります。

かような人格をも認めない低賃金の労働者に資質の向上も能率の増進も望み得ず、中小企業もいつまでも劣悪な労働条件に依存し、企業間で互いに価格の引下げ、コストの引下げ、賃金の引下げという形の過当競争を行なつていたのでは、ついにいかえつて中小企業崩壊の結果を招かざるを得ないのであります。本法案は、いづれの企業にも賃金の最低線を画することによって、過度の不当競争をなくし、わが党がさきに提出した中小企業組織法案、中小企業の産

業分野の確保に関する法律案、商業調整法案及び今後提出することになっております中小企業官公需の確保に関する法律案、その他税制、金融等の改正案とともに中小企業の製品の高度化と量産の推進をはかり、わが国の後進的産業構造の近代化を行わんとするものであります。

他方、対外的見地よりしても、本法案は必要欠くべからざるものであります。戦前においては、わが国の輸出品、ことに繊維製品に対してはソーンヤル・ダンピングの非難があり、戦後においても依然として、その復活の危険が拭ききれません。ガット加入に際しては、第三十五条を援用した国は、イギリスを初め十四カ国もあり、また最近アメリカにおいての綿製品輸入禁止の法的措置が問題になったことは、御承知の通りであります。

かかる国際情勢下において、政府は労働基準法に最低賃金条項があるにもかかわらず、何ら実現に努力せず、賃金審議会が四業種についての最低賃金決定の答申をしてすでに三年、全然放棄されており、わが国の資本家が、かつての低賃金と労働強化にその輸出の源泉を求めた夢の再現を企図し、最低賃金制度の実施を遅延するならば、全く逆に日本は国際市場における信用を失墜し、貿易への道は遮断されることは火を見るよりも明らかであります。

政府は最近輸出産業について最低賃金の業者間の協定の締結を進める計画をもっておるようであり、かような糊塗的の対策で、この重大な目的が達せられるかどうか、きわめて疑問であります。

本法案は、わが国製品に対する諸外国のソーンヤル・ダンピングのおそれを解消し、わが国の貿易の正常な発展に寄与せんとするものであります。さらに本法案は完全雇用への道に通ずるものであります。わが国の雇用問題は完全失業者の問題ではなく、むしろ一千万と数えられている。見えざる失業、半失業、潜在失業という名で呼ばれている不完全就業者の問題であります。完全雇用とは単に量の問題だけでなく、質の問題であり、単に職につけばよいというのではなく、少くとも職についた以上は労働力を償う賃金が支払われなければならず、雇用の質的転換をせねばならぬのであります。また雇用の質の向上がなされるならば、家計補助のために労働市場に現われていた多くの者が姿を消し、労働力化率が低下し、雇用事情が改善されると考えられるのであります。最低賃金の設定は労働時間の短縮、社会保障制度の確立とともに、わが国の非近代的雇用関係を解消し、完全雇用の達成に資するものであります。

以下内容の概要について述べます。第一に本法案は附則において、労働基準法の最低賃金の条項を一部改正し、その改正した労働基準法の規定に基づいて定めたものであります。そこで本法の適用労働者からは、雇用労働者であり、かつ、労働基準法の適用を受け、かつ、船員労働者、家事使用人、企業体等関係労働法以外の国家公務員は除外したのであります。

第二に、最低賃金の額は十八歳以上一カ月八千円としたのであります。十五歳以上十七歳までのものにつきましては別に政令により決定すること

いたしております。最低賃金額決定の基準は、各国において種々であり、わが国は主として厚生省社会局委託による労働科学研究所の最低生活費の研究の結果によつたのであります。これによれば昭和二十七年八月から十月間の調査で、住生活及び公租公課、社会保険料を除いて、家族と共同生活をしていく軽作業従事の成年男子の労働力の再生産に必要な最低限度の消費単位が七千円であり、さらにこれに独身者たるの条件を加え、さらにその後のCPIの上昇率、地域差等により修正し、八千円としたのであります。しかしながらこの暫期的法律を

実施するに当り、賃金の階層別分布、企業の支払い能力、その他諸般の社会的経済的情勢を勘案して本法案の円滑なる運営を期するため、施行後二カ年間は六千円を実施することとした。第三に、右の金額に達しなくとも使用できるものとして、技能者養成者、精神または身体の障害により著しく労働能力の低位な者、労働者の都合により所定労働時間に満たない労働をした者、所定労働時間に満たない労働をしたのであります。

第四に、中央賃金審議会は物価の変動その他により、その金額を百分の五以上増減する必要があると認められた時は、労働大臣に報告しなければならぬという規定を設け、労働大臣はその報告に基づき、その必要な処置を講じなければならぬといたしましたのであります。以上が本法案の概要であります。なお本法案の円滑なる運用をはかるため、一カ年間の調査期間を設け、実施の把握に努め本法案施行に万遺憾なき

うことになれば、日本の結核対策特に治療面においては飛躍的な進歩が見られるだろうし、結核も急速に終息をしていく姿がとれるのじゃないかと思うのです。と同時にそういう治療の面をやるばかりでなくして、その一歩前の段階である健康診断なりあるいはツペルクリンの反応なりあるいはBCGの接種、こういう予防接種面におけるこの国の負担の状態を見ると、今回の結核予防法の改正で法六十一条を削除することによって今まで地方住民が負担をしておいたいわゆる実費だけは負担をしなくてもよいことになりました。これは結核対策の上において一歩の前進ではございますが、前述のごとく日本の結核が質的な大きな変化をしようにする現段階から考えるときには、単に実費の負担を削除するということだけではこれはなまぬるいと思えます。この際さらに百尺竿頭一歩を進めて、健康診断なり予防接種に対する国の補助率というものを大幅に引き上げて、そして日本の結核の撲滅をはかることが適切であろうと考えます。

以上の理由からここに附帯決議案を出した次第であります。何とぞ御了承をして御賛成を願いたいと思います。

○藤本委員長 ただいまの滝井君の発言により結核予防法の一部を改正する法律案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されました。本動議に関する御発言はございませんか。

○藤本委員長 御発言もないようでありますから採決いたします。

○藤本委員長 御発言もないようでありますから採決いたします。

○藤本委員長 御発言もないようでありますから採決いたします。

○藤本委員長 御発言もないようでありますから採決いたします。

○藤本委員長 起立議員。よって本動議は可決され、結核予防法の一部を改正する法律案に対して附帯決議を付すに決しました。

次に、ただいま可決いたしました母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案に対して発言を求められておりますのでこれを許可いたします。山下春江君。

○山下(春)委員 私はここに母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案に対し附帯決議を付すべしとの動議を提出いたします。まず決議文を朗読いたします。

附帯決議案
母子相談員に要する費用はその二分の一を国が負担する規定の存するにも拘らず現在その適用が停止されているため、母子相談員の手当の支給については事実上円滑を欠く場合が少なくないもので、政府は売春防止法における婦人相談員の場合におけると同様の予算措置を講ずることとして、母子相談員の活動の一層の充実を図るよう速かに善処されんことを要望する。

右決議する。

この趣旨といたしますところは、簡単に申し上げますれば、母子相談員というものは、未亡人に対する貸付法が制定されて以来、この円滑な運営と母子家庭の更生に努力すべく非常な努力を傾けておられる人々でありまして、その事業量は非常に広範囲にわたっており、その非労働でありまして、福祉事務所にその席がございませうけれども、非常勤なるがゆえに、地方で、今地方自治財政が非常に窮乏いたしておりますので、この相談員に対する手当がきわめて不円滑に運営されております。ところが、五日間にしてくれというようなことを申しまして、この一生懸命働いておられる人々をほんとうに悲しませておるのであります。なぜそういうことになっておるか申しますと、この手当は法律ではちゃんと二分の一を国が負担すると今申し上げました通りに規定してあるにもかかわらず、その費用が全額平衡交付金に入っておりますために、申し上げたような地方自治財政の關係上、弱い、声のないところに一番しわが寄せられておまして、相談員がそういう苦境に陥っておりますのであります。相談員に対してはどのくらいの手当がなされているかというところ、この法が二十七年に制定されたときに七千五百円と定められました。その後一つもこれが改正されておりましたので、多分三十一年からだと記憶しておりますが、厚生省が非常に努力されておりましたが、厚生省が非常に努力されておりましたので、九千円を支給しておるところが、それが、九千円を支給しておるところが、七千五百円がすえ置き程度であって、七千五百円がすえ置き程度であります。その七千五百円もだんだんと食いつまされておりました。母子相談員はこれだけの大事な仕事をしておられるにもかかわらず、そのほかの手当は、法の上で旅費を二万五千円支給するということが規定してあるのです。これもまた平衡交付金であるためにほとんど実施されていない現状でございます。そういうことでは、この大切な法律を運営する末端の最も大きな役目をもつておられる婦人相談員の活動が十分に行われないことは申すまでもないことでありまして、現にこの母子福祉資金貸付等に関する法律の方の償還率が漸次下っております。施行された翌年の二十八年には八一・五％であったのが、三十年には七三・六％と下っております。こういうことも、この相談員に対する処遇があまりに過酷であるところから起つてきております。そこで、厚生省におかれましては必要なる法改正等を行われまして、この相談員に対する手当を平衡交付金の中に繰り込むことをやめて、ぜひとも法律の規定している通りその支払うべき費用の二分の一を国庫が補助することによって至急に改め願って、母子相談員の活動を円滑にしたいだきたいと思っております。母子相談員というものは、おおむね母子家庭の方々でありますから自分たちの未亡人グループの仕事だものですから、ほとんど献身的にこれらの手当等は問題にしないでやっておりますけれども、ものには限度というものがございまして、母子家庭に對してこのことを措置することについては、現に売春法の婦人相談員に対する手当を国が半分持つておるところと考慮を合せてみますならば、当然過ぎる措置でございますので、ぜひともすみやかにこの措置を講ぜられるようお願いいたします。この附帯決議を付した理由でございます。

何とぞ皆様方の全員御賛成を願って可決をさせていただきますようお願いいたします。

○藤本委員長 ただいまの山下委員の発言により、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されました。

○藤本委員長 御発言もないようでありますから採決いたします。

○藤本委員長 御発言もないようでありますから採決いたします。

○藤本委員長 御発言もないようでありますから採決いたします。

○藤本委員長 御発言もないようでありますから採決いたします。

○藤本委員長 御発言もないようでありますから採決いたします。

○藤本委員長 御発言もないようでありますから採決いたします。

十分に行われないことは申すまでもないことでありまして、現にこの母子福祉資金貸付等に関する法律の方の償還率が漸次下っております。施行された翌年の二十八年には八一・五％であったのが、三十年には七三・六％と下っております。こういうことも、この相談員に対する処遇があまりに過酷であるところから起つてきております。そこで、厚生省におかれましては必要なる法改正等を行われまして、この相談員に対する手当を平衡交付金の中に繰り込むことをやめて、ぜひとも法律の規定している通りその支払うべき費用の二分の一を国庫が補助することによって至急に改め願って、母子相談員の活動を円滑にしたいだきたいと思っております。母子相談員というものは、おおむね母子家庭の方々でありますから自分たちの未亡人グループの仕事だものですから、ほとんど献身的にこれらの手当等は問題にしないでやっておりますけれども、ものには限度というものがございまして、母子家庭に對してこのことを措置することについては、現に売春法の婦人相談員に対する手当を国が半分持つておるところと考慮を合せてみますならば、当然過ぎる措置でございますので、ぜひともすみやかにこの措置を講ぜられるようお願いいたします。この附帯決議を付した理由でございます。

何とぞ皆様方の全員御賛成を願って可決をさせていただきますようお願いいたします。

○藤本委員長 御発言もないようでありますから採決いたします。

○藤本委員長 御発言もないようでありますから採決いたします。

○藤本委員長 御発言もないようでありますから採決いたします。

○藤本委員長 御発言もないようでありますから採決いたします。

○藤本委員長 御発言もないようでありますから採決いたします。

○藤本委員長 御発言もないようでありますから採決いたします。

○藤本委員長 御発言もないようでありますから採決いたします。

○藤本委員長 御発言もないようでありますから採決いたします。

○藤本委員長 御発言もないようでありますから採決いたします。

○藤本委員長 御発言もないようでありますから採決いたします。

○藤本委員長 御発言もないようでありますから採決いたします。

○藤本委員長 御発言もないようでありますから採決いたします。

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年三月二十八日印刷

昭和三十三年三月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局